

第6回宮城県景観審議会会議録

日時：平成29年7月26日（水）

午前10時から

場所：宮城県行政庁舎11階 1101会議室

○次第

1 開 会

2 委員紹介

3 会長，副会長の選任

4 会議録署名人の指名

5 議 案

（1）宮城県景観審議会運営要領の一部改正について

（2）（仮称）仙南地域広域景観計画の策定について

6 その他

7 閉 会

○宮城県景観審議会委員名簿

紺野純一	一般社団法人東北観光推進機構専務理事 推進本部長
四竈明子	株式会社かつらや代表取締役（みやぎおかみ会理事）
鳥羽妙	尚絅学院大学環境構想学科准教授
福屋粧子	東北工業大学工学部准教授
舟引敏明	公立大学法人宮城大学事業構想学群教授
森山雅幸	公立大学法人宮城大学食産業学群特任教授
横山英子	株式会社横山芳夫建築設計監理事務所代表取締役
吉川由美	有限会社ダ・ハ プランニング・ワーク代表取締役
二橋宏樹	東北地方整備局建政部長
佐藤昭	塩竈市長

（以上 10 名）

○議事

平成 29 年 7 月 26 日（水）午前 10 時 開会

1 開 会

○司会（菊池総括） ただいまから第六回宮城県景観審議会を開催いたします。

開催にあたりまして、宮城県土木部都市計画の佐藤課長よりご挨拶申し上げます。

○事務局（佐藤課長） みなさん、おはようございます。宮城県土木部都市計画課長の佐藤でございます。

宮城県景観審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は大変お忙しい中、当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、各委員の皆様方には、本審議会の委員を快くお引き受けいただきましたこと、併せまして日ごろの本県の景観行政に御理解・御協力いただきまして、心から御礼申し上げます。

さて、国においては昨年 3 月に示された「明日の日本を支える観光ビジョン」の中において、観光先進国に向けた取組の柱として、「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」という視点のもと、「2020 年を目途に、全都道府県・全国の半分の市区町村で景観計画を策定する」との目標が示されております。一方、本県におきましては、平成 21 年の「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」の制定を受けまして、平成 24 年には「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」を策定するなど、より良い景観づくりに取り組んでまいりましたが、景観計画に関しましては、県内で景観計画を策定している市町村は、施行予定の塩竈市を含めて 5 つに留まっています。そのような中、昨年 3 月の景観法運用指針の改正により、県と市町村が協働して広域景観マスタープランを作成することにより、市町村の景観計画策定を支援するという手法が示されたところです。このことを踏まえ、県では、蔵王を中心に特徴的な景観を有するとともに、管内の 9 市町が協働で「仙南地域広域観光推進プラン」を策定するなど、魅力的な観光地づくりに連携して取り組んでいる仙南地域において、より多くの観光客に訪れていただける景観づくりを進めるために、広域景観計画を策定することといたしました。今回の広域景観計画をより良いものとするためにも、幅広い視点から検討をしてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方の忌憚のないご意見・ご提言をいただきますことをお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

2 委員紹介

○司会（菊池総括） 議事に入ります前に、今回新たに委員の皆様を委嘱させていただきましたので紹介させていただきます。お手元に委員名簿を配布しておりますので、名簿順にご紹介させていただきます。

まず、一般社団法人東北観光推進機構専務理事の紺野純一委員でございます。

- 紺野委員 紺野でございます。よろしくお願いいたします。
- 司会（菊池総括） 株式会社かつらや代表取締役、みやぎおかみ会理事の四竈明子委員でございます。
- 四竈委員 四竈でございます。よろしくお願いいたします。
- 司会（菊池総括） 尚絅学院大学環境構想学科准教授の鳥羽妙委員でございます。
- 鳥羽委員 鳥羽と申します。よろしくお願いいたします。
- 司会（菊池総括） 東北工業大学工学部准教授の福屋粧子委員でございます。
- 福屋委員 福屋と申します。よろしくお願いいたします。
- 司会（菊池総括） 宮城大学事業構想学群教授の舟引敏明委員でございます。
- 舟引委員 舟引です。よろしくお願いいたします。
- 司会（菊池総括） 宮城大学食産業学群特任教授の森山雅幸委員でございます。
- 森山委員 森山です。よろしくお願いいたします。
- 司会（菊池総括） 株式会社横山芳夫建築設計監理事務所代表取締役の横山英子委員でございます。
- 横山委員 横山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 司会（菊池総括） 有限会社ダ・ハ プラニング・ワーク代表取締役の吉川由美委員でございます。
- 吉川委員 吉川です。よろしくお願いいたします。
- 司会（菊池総括） 東北地方整備局建政部長の二橋宏樹委員でございますが、本日、急遽、災害関係のご対応が入ったとのご連絡を頂きまして、代理として東北地方整備局建政部計画管理課長の佐藤孝様にご出席いただいております。
- 二橋委員代理佐藤 東北地方整備局の佐藤と申します。本日は、二橋の方が秋田の大雨の対応が入り、私が代わって対応させていただきます。よろしくお願いいたします。
- 司会（菊池総括） 塩竈市長の佐藤昭委員でございます。

○佐藤委員 県内の自治体の観光振興については、皆様方に大変お世話になっております。感謝申し上げます。ありがとうございます。

○司会（菊池総括） 以上で委員の御紹介を終わらせていただきます。なお、委員の委嘱状につきましては、机上の方に配布させていただきましたので、よろしくお願ひします。

3 会長、副会長の選任

○司会（菊池総括） 次に、本日の会議の定足数でございますが、本日は10名の委員の皆様、代理出席を含めまして全員のご出席をいただいております。定足数の5名を超えておりますので、条例の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

次に、傍聴される皆様をお願いいたします。お手元にお配りしております注意事項を遵守していただきますよう、お願い申し上げます。

次に、審議会の会長・副会長の選任に移らせていただきます。当審議会の会長・副会長は、条例の規定により、委員の互選により行うことと定められております。また、同条例により会長が議長となることから、会長が選任されるまでの間、事務局で仮議長を務めて進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○司会（菊池総括） ありがとうございます。ご異議がないようですので、佐藤都市計画課長が仮議長を務め、進めてまいりたいと思います。

○佐藤仮議長 それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

さっそく会長・副会長の選任を行いたいと思います。当審議会の会長・副会長は、条例の規定に基づき委員の互選によるということになってはいますが、いかがいたしましょうか。

○横山委員 はい、よろしいでしょうか。

○佐藤仮議長 どうぞ。

○横山委員 ご推薦を差し上げたいと思います。

委員の中で、ご経験と感性が素晴らしい方にお引き受けいただきたいということで、森山委員に会長を、舟引委員に副会長として推薦させていただきたいと思ひます。

○佐藤仮議長 ただいま、会長には森山委員が、副会長には舟引委員が推薦されましたが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐藤仮議長 ありがとうございます。それでは、森山委員に会長を、舟引委員に副会長をお願いしたいと思います。議長を交代したいと思いますので、森山会長よろしく願いいたします。

○森山議長 皆様のご推薦を頂きました宮城大学の森山でございます。よろしく願いいたします。

前回の景観審議会は平成22年から2年間実施しましたが、そのときは横山委員がいらっしゃいました。以前やっていたという経験もあって、議長になることになったと思います。造園の仕事と研究をしていましたので、景観についてはずいぶん長い時間関わっております。ただ、社会と景観は切り離せず、時代とともに変わるものですから、どのような方向性がいいかというものは、地域ごとに違うと思います。常に新しいことを学びながら、勉強させてもらっています。今回、宮城大学の舟引先生が委員に入られ、景観法について国交省で関わっておられたので、非常に心強いと思っております。

宮城県の景観形成には、守るもの、つくるもの、育てるものという3つの大きな理念があります。広い視野で皆さんから地域の市町村にある細かい景観資源についてもご意見を頂きながら、審議会の中で議長を務めさせて頂きたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

4 会議録署名人の指名

○森山議長 それでは早速ですが議事に入りたいと思います。その前に審議会の運営要領により、本日の審議会の会議録署名人を指名させていただきます。

紺野委員と四竈委員をお願いしたいのですけれどもよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

5 議案

(1) 宮城県景観審議会運営要領の一部改正について

○森山議長 それでは、議事に入りたいと思います。次第5にございます2つの事項のうち、まず議題(1)「宮城県景観審議会運営要領の一部改正について」を事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺班長) 事務局私から説明させていただきます。

お手元の議案書1ページをご覧ください。議案1は「宮城県景観審議会運営要領の一部改正について」でございます。

2ページをご覧ください。改正の内容につきましては、現在の運営要領について、代理者の出席に関する規定を追加するものでございます。理由としましては、国の機関及び市町村長にあっては、会議に係る権限を委任した代理者の出席ができるよう改めるものでございます。

3ページをご覧ください。要領の全文を記載しております。

改正案として、第3条の方に代理者の出席の条項を追加しているものでございます。「委員のうち国の機関の職員及び市町村長にあっては、会議に係る権限を委任した代理者を出席させることができる」という旨を追加したいと考えております。以下、第4条以降については、条ずれの関係で、条文の番号が変わっております。附則につきましては、この改正案については、本日から施行したいと考えております。

以上、議案の説明を終わります。

○森山議長 ただいま、事務局から説明がありました。委員の皆様から御意見・御質問はございませんか。特にならなければ、この件について、お諮りしたいと思います。
議題（１）について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○森山議長 ありがとうございます。御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

（２）（仮称）仙南地域広域景観計画の策定について

○森山議長 続きまして、議題（２）「（仮称）仙南地域広域景観計画の策定について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺班長） はい、では議案書の４ページをご覧ください。
議案２「（仮称）仙南地域広域景観計画の策定について」でございます。

根拠条文ですが、宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例第１８条第１項、お手元のまた別の資料に条例の写しを載せております。条例の３ページの方に第１８条の規定がございますが、第１８条、知事の諮問に応じ、美しい景観の形成の促進に関する重要事項を調査審議するため、宮城県景観審議会を置く、とありますが、この仙南地域広域景観計画の策定につきましては、美しい景観の形成に関する重要事項に該当するものですから、今回知事の諮問により皆様に御審議いただくものとなります。

策定の趣旨でございます。議案書の４ページにありますけれども、先ほども当課の課長から説明がありましたように、国の方においても「明日の日本を支える観光ビジョン」、それから県の方においても「みやぎ観光戦略プラン」等において、観光の振興を主要な政策として掲げているところでございます。これらの計画の中では、観光資源の磨き上げというものが大きな方向性としてあり、いかにそういった景観の磨き上げをしていくかということが課題となっております。そのような課題に対して、一定の方向性の下、関係機関が一体となって景観形成を図っていく、景観計画を作ったうえでそういった景観形成を図っていくことが非常に効果的であると考えております。

そのような中、景観法運用指針が改正されまして、複数の地方公共団体、県と市町村が協働して広域景観マスタープランを作成することにより、市町村の景観形成の取り組みを支援していくという手法が示されたところでございます。

このことを踏まえて、蔵王を中心に特徴的な景観を有する仙南地域の９つの市町の範囲において「仙南地域広域景観計画」を策定することといたしました。

この策定について、当審議会に諮問するものでございます。

続きまして、カラーで印刷した資料がありますけれども、こちらに沿って、今回の計画策定の背景なり策定趣旨について、ご説明いたします。

資料の１番目「観光と景観の関わりについて」でございます。

ページめくって資料の１－１でございます。「外国人旅行客の状況」です。これは、国の観光白

書からの抜粋でございますが、訪日外国人旅行者数は左の表のとおり、年々右肩上がりが増えてきております。右の表は外国人旅行者の国ごとの受入数を並べたものですが、日本のランキング順位としては、平成26年が緑の矢印、平成27年が青の矢印となっております、赤が平成28年の数字となりますが、このように日本への外国人旅行者の受入数が増えている状況で、ランキングが上がっているものでございます。

1-2「宮城県の観光客入込数の推移」でございますが、これは外国人に限らず全ての観光客の推移ですけれども、県全体では、平成23年に震災の影響でかなり落ち込んでおりますが、今は震災前の水準に回復している状況です。

1-3「宮城県の外国人観光客の推移」ですが、表の一番上の青い線が全国の推移ですけれども、数値がかなり右肩上がりです。真ん中の緑の線が宮城県の状況ですが、増えてはおりますが、全国に比べ、伸びが緩やかな状況となっております。今回テーマにしております仙南地域におきましては、宮城県全体よりも伸び率が低い状況となっております。

こういった結果から、宮城県は外国人観光客に対する訴求力が弱い状況となっております。

1-4「観光立国日本を目指して」、国の「観光ビジョン」の内容でございます。平成28年3月に策定されました「明日の日本を支える観光ビジョン」は、ご覧のとおり数値目標を設定したうえで外国人旅行者数を増やしていこうというものです。その中で、具体的な取組としては、視点1の中で、「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」という視点から、主な観光地で景観計画をつくり、美しい街並みへということで、2020年を目途に全国の半数の市町村で景観計画を策定する、ということが具体的取組みとして示されております。

続いて1-5「宮城県の観光戦略」です。宮城県においても観光を重要な産業の柱といたしまして、「観光戦略プラン」を策定して観光振興を図っているところでございます。ご覧のとおり数値目標も設定した上で、各種取組みをしている中で、取組みの方向性としては、青の部分が緊急的・戦略的な取組の部分として、復興などを絡めて早急に取り組むべき内容としての記載があります。緑の部分が継続的・長期的な取組でございますけれども、赤字のとおり、観光資源の魅力の向上と観光客受入体制の整備拡充というところが大きな方向性として示されております。

1-6「仙南地域広域観光推進プラン」でございますが、こちらは仙南の9つの市町及び県が協働で策定したものです。蔵王を中心とした仙南地域の観光の振興を図るために、9つの市町が協働して観光振興に取り組んでいくというプランとして、ご覧の方針のもと、平成29年3月に策定されたものです。その中でも観光資源のさらなる磨き上げによる魅力の向上という部分が大きな課題としてありまして、今回はこれらの課題に対応するため景観計画を活用していくという趣旨で、仙南地域の広域景観計画の策定を図るものでございます。

続いて1-7では、観光客の行動について分析したものがありますので、ご紹介いたします。これはアンケートになりますが、観光客の求めるものは何かという問ですけれども、上位の部分では「温泉を楽しむ」、「自然の風景や季節の花見を楽しむ」、あるいは「歴史や文化的な名所に訪れる」などが、観光客の求めるものとなっております。こういったニーズにこたえるためには、温泉、自然、歴史・文化などの観光資源の磨き上げが重要であると考えます。

1-7のところですが、もう一つアンケート結果ですが、外国人観光客が旅行する際に何を情報源にしているかという問でございますが、上位の部分で、「個人のブログ」であったり、「SNS」、「口コミサイト」などがかなり情報源として大きなものとなっております。ですので、SNSなどに掲載したくなるような写真映えのする景観が外国人観光客への動機づけに非常に効果的ではない

かと考えます。

続いて1-7(3)観光客への情報発信についてですが、こういった観光地の美しい写真などがSNSや雑誌などに紹介されますと、それだけで観光客が、写真一枚のために訪れるというところもかなり見られるところがございます。ですので、観光客が魅力的に感じられるような、こういった写真映えを想定した景観の磨き上げが重要であると考えます。

1-8からは、景観形成によってある程度観光に効果が表れている事例をいくつか紹介したいと思います。景観形成が全て観光に関与しているというものではございませんが、いろいろな取り組みの結果、総合的なものとしての数字の表れであると思われませんが、例えば、伊勢市の取り組みです。平成4年の写真の状況、雑多な屋外広告物であったり、乱雑な電柱が立っていたりというような景観でした。これが10年後右の写真のように整備され、非常にきれいな景観として整備がされている。その結果として、観光客数が平成4年の35万人から300万人に増えているという状況です。

1-8(2)ですが、これは埼玉県川越市の事例でございます。これも写真のとおり景観整備の結果、観光客数が平成元年90万人から平成14年160万人に増加しているというものです。

その下の滋賀県彦根市の事例ですが、これも景観整備の効果により、観光客が増加している効果が表れているというものでございます。

景観づくりというものは数十年単位で時間がかかる部分もございしますが、効果がこういった形で現れるというところもございします。

次のページ、「景観法と景観計画」について御説明いたします。

2-1「景観法の概要」ですが、基本理念として、良好な景観は「国民共有の資産」、「地域の自然、歴史、文化等の人々の生活、経済活動等の調和により形成」され、「地域の固有の特性と密接に関連」、「地域の活性化に資する」、「保全のみならず新たに創出することを含む」という理念が示されているところでございます。そうした景観を保全・創出するために、実際に景観づくりに関わる者として、「景観行政団体」というものを置いております。景観行政団体は、景観法に基づいて景観形成を主体的に実施する地方公共団体になります。法定では、都道府県、政令市、それから中核市が景観行政団体になりますが、そのほかの市町村は都道府県と協議した上で、自ら景観行政団体になるという形で、景観行政団体に移行するということになります。景観行政団体は景観計画を作ることによって、景観づくりを行ってまいります。景観計画では、ご覧のとおり、建物の建築について、制限、規制基準を定めることができます。ご覧のように、デザインの基準を定めたり、色の基準を定めたりすることができます。あるいは、建物の高さや壁面の位置などの制限もすることができます。これをどのように担保していくかといいますと、建築の際に事前に市町村への届出が必要になりますので、その届出の際に、指導や勧告などによって実効性を持たせるという形になります。あるいは、条例を定めることによりさらに強い命令などもすることができます。また、その下の方には、景観重要建造物や景観重要樹木を指定することによって、現状変更する際は許可が必要になるということも可能になります。この検討のイメージは後ほどまた触れたいと思います。

2-2でございしますが、国あるいは県としては、この景観計画の策定を全市町村に進めているところでございますが、今の状況ですが、全国平均で概ね30%の市町村で景観計画が策定されております。都道府県ごとにばらつきがあるところでして、特に東北地方では全国に比べて低い状況となっているところでございます。

2-3「景観計画を策定しない理由」として、市町村に対してアンケートを行った結果です。「必

要性・優先性がない」という回答が多いですが、これは言い換えれば必要性に気づいていない、というふうにも言えることができるかと思えます。また、3番目では「人員・体制上の課題」というものがありますが、今回は小さい自治体ではなかなか取り組みが大変だということで、県が積極的に支援に関わることによって、計画策定を促していこうというのが今回の趣旨でもございます。

2-4「国の動向」です。先ほども触れましたけれども、景観法運用指針が平成28年3月に改正されておりまして、景観というのは単独の市町村の範囲で収まらないところもある。そういった場合は複数の自治体が連携して広域的な景観の形成に取り組むということをお勧めしているわけですが、その場合に、県と市町村が協働して広域のマスタープランを策定することなども有効なのではないか、というような手法が示されておりまして。また、ノウハウが不十分な市町村などに対して、都道府県がそれを支援する形で作ってはどうかというようなことも示されておりまして。

2-5では、景観計画を策定した場合の支援の内容でございます。景観計画策定地域を対象に、ご覧のような補助金を受けて整備をすることが可能になります。例えば、道路の整備であったり、電柱の地中化であったり、あるいは建物の修景の補助であったり、そういったものが補助の対象となっております。

2-5では、高知県梶原市の事例ですけれども、ご覧の写真のように補助金を活用した整備が見られるところでございます。

続いて3、宮城県の景観の状況でございますけれども、3-1県の景観行政推進の考え方として、まず景観行政の担い手の考え方でございますが、景観法では、景観行政団体である自治体が景観計画を定め、その地域の景観形成を担っていく、ということが定められています。平成22年に「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」を定めておりまして、その中では、県の責務として、市町村等の取組みに配慮しながら、先導的役割、広域的景観形成の推進、あるいは景観行政団体である市町村の支援ということが県の責務として示されているところでございます。また、平成24年3月には、皆様のお手元にも配布しておりますけれども、「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」、これは前回5年前に、当景観審議会の審議を経て策定されたものでございます。この方針の中では、県の役割として、市町村の景観づくりを進めるための支援・先導、広域的な観点からの先導・調整が県の役割、市町村としては、景観行政団体となって地域の景観づくりの中心的な役割を担う、というようなことが示されておりまして。

3-2は、こちらの基本的な方針の中にあります景観形成に関する基本目標であります。「まもる」「つくる」「育てる」、この3つの視点を柱としまして景観形成を進めていくことが目標として定められております。こういった視点を持ちながら、今回の観光資源の磨き上げに活用していきたいと思っております。

3-3では、県内の景観計画の策定状況を示しております。現在、景観行政団体は、政令市である仙台市を含めて5つの市町が景観行政団体となっており、景観計画については4つの市町でできており、今塩竈市が策定作業をしているという状況です。地図上の赤い色を塗っているところが景観計画の策定に関わっているところでございます。他の市町村についての県の支援の進め方についてですけれども、国の半数の市町村での景観計画策定という目標もありますので、その目標に向けて支援していきたいと考えています。その中で、青で線を引いている例えば栗原市であったり加美町であったり、ある程度景観形成の取組みが進んでいる市町村でございます。栗原市では、栗駒山麓ジオパーク構想があって、景観づくりを進めているところでございます。沿岸部の気仙沼市や南三陸町については、復興まちづくりの過程において、まちづくりの景観ガイドラインなどを作っ

おり、そうした中で景観づくりを進めているところでございます。県としては、こういった取り組みをさらに一歩進めて景観計画まで策定できないかというところでの支援をしているところでございまして、個別に支援をしていきたいと考えております。それから、仙台市の南側の分ですけれども、今回の件になるところでございしますが、仙南の9つの市町については、県が主体となって景観計画を策定することによって市町の支援をしていくことを考えております。今回の景観計画の趣旨が、広域景観計画を作ることによってさらに市町の景観計画策定に動いていただけるような流れで考えております。

3-4は、県内の景観計画を、写真を並べて示しているところです。

続いて4「(仮称)仙南地域広域景観計画策定について」ご説明します。

仙南地域の概要でございしますが、4-1で示しております9つの市町が対象になります。宮城県の地図に赤い線で引いておりますけれども、これは宮城県の行政上の圏域というエリアになっておりまして、この赤い線で囲った範囲で圏域を構成しており、圏域ごとに県の地方事務所が設置されていて、各市町村が連携する一つの単位となっているものでございます。ですから、仙南地域は9つの市町が、いろいろな施策において連携している状況もございしますので、この単位で仙南地域の景観計画の策定を考えているところです。先ほど1-6でも紹介しておりますが、「仙南地域広域観光推進プラン」を作っているのも、この9つの市町が単位となっております。

4-2では、仙南地域の景観を写真とともに示しているところでございしますが、蔵王を背景にして、蔵王が見える景観というものが特徴として見えます。その蔵王の麓に阿武隈川、白石川、川沿いにある程度の類似した景観が形成され、それが主要な道路でつながって交流があるというような状況でございします。

4-3「仙南地域における広域景観計画策定の意義」ですけれども、こうした蔵王を中心とした仙南の特徴的な景観、これらは地域の共有の資源であると言えます。これらを広域的な視点で景観形成の取組みにより、観光資源の磨き上げをすることが課題となっております。そこで、仙南地域の景観計画を策定することによりまして、統一的整合的な景観形成方針のもと、一体となって景観形成を行っていく。その中で市町村に対して県も広域的な視点で関わり、あるいは住民に対して支援、啓発を行っていくことで、効率よく景観形成を図っていく。その結果、観光資源の魅力の向上と取組の相乗効果が図れるのではないかとということが策定の趣旨となっております。

続いて4-4ですけれども、広域景観計画の構成としては、県の策定する部分は先行して仙南地域の現況について、景観の特性と課題を示しまして、基本理念や基本方針を設定します。その中でさらに観光資源の磨き上げが必要な地域を重点地区と定めまして、景観形成の基準を定め、整備なり活用を図っていくというものにしております。その後、市町の景観計画を作る際は、県のマスタープランの部分から基本方針等を踏襲していただき、さらに景観計画区域の設定などについても県のものを活用したうえで景観計画を策定してくというようになっております。

4-5は景観計画の策定体制ですが、策定主体である県を筆頭にしまして協議会を作っております。構成員としては、県機関、市町機関、国機関を含めて景観計画の検討を進めているところでございます。第1回の協議会はすでに開催されておまして、平成29年5月に開催されており、計画づくりの体制や、計画のスケジュール等について確認しているところです。

4-6は策定スケジュールですが、2年間かけて景観計画を策定していくというものでございまして、その間に協議会、審議会については年に3回程度開催していき、節目ごとに計画の進捗について確認してもらい、フィードバックしながら計画の内容を詰めていきたいと考えております。

4-7は景観計画策定後のスケジュールですが、県計画を平成31年4月までに作った後、平成31年10月からは実際の運用が始まりますが、この段階で関係市町には景観行政団体へ移行していただき、市町ごとの景観計画を検討していただく、という流れで考えております。

次に、5でございますが、景観計画で実際にどういふことを検討していくか説明いたします。

5-1ですが、景観計画に定める事項としては、必須事項が4点、選択事項として5点が景観法に示されているところでございます。

5-2は区域を設定するイメージですが、オレンジの線で囲まれた部分、景観を重点的に保全・活用する部分ですが、景観計画区域というものを設定します。この区域は、都市計画の市街化区域、市街化調整区域、あるいは都市計画区域にとらわれず、好きなように設定することが可能となっております。この範囲において、整備の方針であったり、保全の方針であったりというものを定めることとなります。また、その中で景観上重要な公共施設、例えば道路であったり川であったりというものを重要公共施設として指定し、これらの整備の方針なども定めることができます。

5-3では、例えば高さを制限する際の考え方として、こういった高さ制限をすることによって眺望景観を守っていくというようなイメージです。

5-4は、建物の色の規制ですが、こうした眺めのいい眺望景観の中で建物の色がどうしても目立つというところがありますけれども、こういった色を制限することによってこうした景観になるというものです。

5-5は無電柱化の整備イメージです。写真で整備前、整備後が並べてありますけれども、電柱のあるなしによって道路の景観というものがだいぶ変わってくるのが確認できると思います。

5-6でも示していますけれども、道路を整備する、あるいは単にきれいにするだけでなく、観光客の利便施設や、トイレや駐車場を整備、あるいは車優先の道路から歩行者優先の道路にシフトしていくというようなことも、観光向けに検討していこうと考えております。

5-7は公共施設の整備についてです。例えば、道路を整備する際にガードレールの基準ですが、左が蔵王エコラインの現在のガードレールの状況、右が福島市のスカイラインの状況ですが、こういったガードレールを置き換えるだけでもだいぶ景観が変わってくるというものが見られます。

5-8は屋外広告物の規制についてです。左上は蔵王エコラインの写真ですが、広告が雑多に並んでいる状況です。これを左下のように、栃木県那須の広告ですが、こちらは大きさや数、色などを制限しているものですから、あまり数を立てられない。したがって1カ所にまとめて広告を並べる形となっております。色も制限があるものですから、皆同じような色で看板を作っているような形となっております。右下の絵はガソリンスタンドですが、通常の色ではなくて、景観に配慮した色使い、こういったことも規制が可能となっております。

6からは、写真とともに現在の仙南の景観の状況を説明しているものでございます。

6-1(1)では、山を中心とした景観。蔵王の方の眺望や蔵王を背景とした眺望を仙南では見ることができます。

6-1(3)は川を中心とした景観です。仙南地域を流れる阿武隈川、白石川が仙南の特徴的な景観を創りだしているところでございます。水という点では、セヶ宿ダムや釜房ダムも仙南の特徴的な景観といってもいいと思います。

右側の6-1(5)は季節ごとの景観の状況でございます。阿武隈川河川敷、そば畑、あるいは下の方の果樹園や紅葉の写真が見られます。

次のページは歴史的な街並みの景観です。写真では白石城の武家屋敷、七ヶ宿や村田町の伝統的な建造物などが仙南地域で見られるものとなっております。

次のページでは、人々の営みが創り出す景観でございますが、例えば道路上の松並木であったり、温泉街、棚田であったり牧場の写真が見られます。

最後ですが、観光という視点からの景観でございます。仙南地域では、以前から蔵王三十六景という取り組みをしており、36カ所の景観のいいところを紹介しており、それを中心に観光として回るような仕掛けや、その土地を紹介するようなことをやっております。三十六景の写真をいくつか並べておりますが、このようなものが仙南地域の景観として紹介されております。

以上で、仙南地域広域景観計画の説明を終わります。よろしく御審議お願いします。

○司会(菊池総括) ただいま二橋委員が到着されましたので、私の方から紹介させていただきます。東北地方整備局建政部長の二橋委員でございます。

○二橋委員 東北地方整備局の二橋と申します。よろしく申し上げます。

○森山議長 ただいま、事務局の方から、議案の(2)の仙南地域広域景観計画の説明がありました。かなり広範囲な資料で、景観に関わるものですが、特に観光の資料が多く入っていたかと思えます。今回、広域景観計画がそういった視点で審議することが多くなるかと思えますので、ぜひ広域景観計画をこれから皆さんに御審議いただく中で、景観というキーワードをお考えいただきたいと思えます。

ただいま説明がありました景観計画についてですが、特に説明の中で御質問等ございませんか。あるいは御意見でも結構です。今から各委員の御意見、御質問等を聴く時間帯に入りますので、御忌憚のない御意見を頂ければと思います。

それでは、今日第1回目ですので、御説明頂いたものが審議の内容になるかと思えます。特に、個人的な経験ですとか、いろんな景観の良し悪しとか、景観を創る視点として大事だと思えます。今日委員の方が最初に顔を合わせた会議でもありますので、お一人ずつ景観に対するお考えですとか、景観計画に対する思いといいますか、そういったものをお話ししていただければと思います。その中で、御質問があれば随時事務局の方でお答えいただければと思います。

それでは、一番長く景観審議会に携わっておられる横山委員をお願いいたします。

○横山委員 御指名ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

家業が設計事務所でございますが、設計事務所の立場というよりも、東北全体のいろいろな方々と御一緒に地域づくりをやっていた団体に所属していたということと、具体的に村田町のまちづくり会社を4月に第三セクターとして立ち上げた際に、いろいろと協力もしているという立場もあり、伝建地区の制定にあたっての経験もしてきたというのもあり、今回の審議の事項に入っております仙南地域というのは大変思い入れの深いところでございます。ただですね、冒頭の説明が観光から入ったということに関して、私は大変違和感を感じております。国の施策として海外からも国内の中でも互いに街を訪ねて活性化しようということに関しては悪いことではないと思うのですが、観光を前提に景観のことを語るよりも、まずは自分の街に居続けること、それからどこの街で営みをするか、そういったところと景観は深く関係していると思っております。もともと景観法ができ

た時の基本理念を拝見いたしましても、景観法ができる前からいろいろお話は聞いていたのですが、自分の財産じゃないものも含めて、自分の街の財産としてどうやって守っていくか。それに関して国も大きく関与するということが大変喜んで歓迎されていたものだというふうに思うんです。それは自分のものではなく、人に見せるためのものだということが先行していくと、ちょっと違うかなということが一つ前提としてあるので、私自身景観の考え方としては、そこに息づいてきた方々、自分が創ったものではなくて、先代から創ってきてくれたものを守り続けてきた結果の景観と、それから今生きている人はこれから創っていくものと、これをじょうずに合わせていくべきではないかというふうに思っております。ぜひ、そういった視点も入れていただきたいというのがございます。それから、もう一つだけ申し上げますと、これからの組織というか全体の流れとして説明のありました4-5の仙南地域広域景観計画策定体制というところでまとめておりますけれども、協議会がすでに発足しているということがございますが、ここの審議会の中では仙南地域に具体的に、これからお話が出てくるとは思うのですが、関わりの深い方がいらっしゃるのかどうか、要は与えられたものではなく、そこにいる方がこうしたいという意思をきちんと伝えていかないとなかなかできないのかなというように思っております。四竈委員も地域の方ではありますけれども、そこでの連携ですね。言われたことをやらせられるのか、というやりかたではなくて、一緒にやっていくうえで、県としてこういうものを創ってもらおうと自分たちがやりやすいんだというような相互関係ができてればいいのですけれども、そのところはちょっとわからないので、ぜひその辺も配慮していただいて体制を進めていただきたいなと思います。以上です。

○森山議長 ありがとうございます。吉川委員どうぞ。

○吉川委員 はい。景観については、これから観光を考える上でもそうですし、この宮城という地に住み続けるという意味でも、本当に大切な文化資産というか、ストックだと思うのです。私、この前たまたま仕事で奈良県の吉野に行ったんですけれども。私は最近被災地の方に足繁く通っているので、見る景観が茶色のかさ上げの街、新しくできた街にハウスメーカーの家が立ち並ぶ、そういう世界ですね。吉野の山奥に入っていくとさわら屋根の昔からの家が山の中に点在していて、打ちのめされました。どんなに逆立ちして頑張っても、もともとあった海辺の瓦屋根が集落の中に並んでいたような景観もあったのですけれども、ああいう世界は取り戻せないんだなということを思いますと、観光的にこれから景観をどうしていくのかということは、本当に真剣に考えないと誰も来ないと思います。失ったものがありすぎて。そういった意味で仙南は多くいろいろなものが残されていて、内陸の方に残っているものは本当にみんなが死守していかないと、簡単になくしてはいけないものがいっぱいあるなということをお前思いました。今回初めて委員になったので基本方針を今初めて見ているような状態ですけれども、まもる、つくる、育てるという話ですね、本当に県民視線だろうかちょっと疑問に思いました。つまり横山さんがおっしゃったように、その集落に生きている豊かさを実感する意味で、景観というのはすごく大きなものだと思うのです。本当にここに生まれて、ここに育って、こんな山の中だけでもこんなにきれいで良かったという人が、そこにいるということがあって初めて景観というものが完成されるのであって、この仙南の風景の中でも、私は蔵王に別宅を持っていた時期もあり、そこでの仕事にすごく通ったので、仙南はすごく思い入れがあるのですけれども、あまり人の息遣いのない景観がここに選ばれていますけれども、観光的にも魅力のあるところというのは人の生業の跡が見える、あるいは人がそこに住んで

いる時間の蓄積のようなものを感じる景観というのがとても魅力的なんだと思います。大自然だったら外国の方がいっぱいあるのであって、我々のところはどこも鉄塔が立っていますし、海はコンクリートだらけですし、大自然では負けるので、これで勝負しようというよりは宮城に生きてきた人たちの息遣いがある景観、これをどうやってみんなが豊かさを実感し、景観というのは経済を活性化する資産なんだということを一般のそこに住んでいる人たちが実感していかないと景観は変わっていかないですし、守れないものだと思うのですね。だから一方的に自然豊かなところの写真を出して守るとか言われてもピンとこないのであって、この自然をいかにそこに住んでいる人たちが謳歌し、楽しんでおられ、それを誇りに思っているかというところで景観は完成されるのかなと思っていて、特に観光的な視点で言ったら、その部分が一緒に育たないとたぶんだめだろうなというふうに思います。

また、この仙南から離れるのですけれども、私が南三陸で見ている震災遺構の景観、かさ上げになっている景観とかも異様な空間ですよ。やはり見に来ていただける方が非常にショックを受けていて、防災教育に非常に資する景観になっているのですが、例えば防災庁舎を県が管理されて、新しくペンキを塗られました。ああゆうリテラシーの低さ。例えば9・11メモリアルの世界・トレード・センターのところでは、消防車とかビルが倒壊してほこりを被ったその時のまま保存されているのです。できれば、あの古いさびた雰囲気の色のまま、階段も古びたまま、ペンキをなぜ塗れなかったのか。今後の震災遺構の問題として、震災遺構はショックを受ける、死を感じるもの、今まであったものが失われたんだということを感じさせる景観でなくてはいけないので、整理されてただ保存されていいという問題ではない。そういった意味においても私たちの大切な、ひどい目にあっただけなんですけれども、震災遺構というのは大切な資産なわけで、他にはない資産を持っているわけですね。そういった負の景観ですけども、負の景観遺産というものをどのように守ってどのように活用していくのかという観点も、きちんとこういう場で考えていかなければならないのかなというふうに感じています。

○森山会長 はい、ありがとうございました。次、二橋委員。

○二橋委員 私は7月からこちらにいますので、ちょっと抽象的な話になりますけれど、思っていることを話したいと思います。

今回、宮城県の仙南地域の広域景観を検討するということですけども、やはり景観については、市町村に住んでいる方の理解がないとなかなか難しいのではないかと思います。事務局の方で、市町村と連携を組みながら計画を進めていくことが重要であろうなと思います。それから、国の方で確かに観光の観点から景観計画の策定を進めているところですけども、お話ありましたとおり、実際に住んでいる方のイニシアチブが取れるかというところで、それがないと前に進まないということも確かではございますので、住んでいる方が自分の町をこうありたいという思いについて、いろいろな機会を捉えて、十分お話する機会を持つてはどうかと思います。それから、景観の手法というところ、伝統的な街並みや自然環境など、場所、場所によってやり方とか、規制の仕方ですとか手法とかいろいろあると思います。消極的にこういうものを建ててはいけませんというような手法や、電線の地中化など積極的に街並みを変える、あるいはリフォームするというやり方、いろいろな場面、場所によっていろいろな手法があると思いますので、そこは地域に応じた、いいやり方を検討していけばいいと思います。景観については、景観法ができたのは平成17年ですけども、その時

点までは、なかなか国民の権利保護の観点から難しかったのですが、景観についての法規制というのは、やはり平成17年であったかと思います。ただ、時代に応じて守るべき景観というよりは積極的に承知していく景観の重要性は増していると思いますので、もちろん建物所有者の権利の制限であるということもあると思いますので、そこは住んでいる方の御理解を得ながら進めていくことが大事だと思います。以上です。

○森山会長 はい、ありがとうございます。それでは、佐藤委員をお願いします。

○佐藤委員 私がこの場に委員として出席させていただいているのは、おそらく、行政の代表という形で出席をさせていただいているのかなという思いで、お話をさせていただければと思います。

先ほど、吉川さんの方から、今回の東日本大震災を契機に、景観という問題を被災地としてどう考えていくかと言われました。私の思いであります、景観法に基づいて、我々が何に真っ先に取り組むかということですが、一つは地域住民の方々に、やはりこの地に暮らしていきたいという地域住民の熱い思いがなければスタートラインにつけないのだろうなと思っております。もう一つであります、できれば他の地域の方々もこういう街ならそこに住んでみたいなど、そういう街に県内の全ての自治体が競争と協働で取り組んでいくという基本が、景観法に基づく景観計画ではないのかなと思っております。具体的に申し上げます、先ほどからお話しさせていただいております塩竈も、かつて45号線、あるいは海沿いの道路を走っておりますと、豊かな美しい海が見えておりました。市民の方々は毎日海を見ながら暮らしてきたというような生活でありましたが、今は残念ながら、道路を走っても海が見えないということに愕然とされる市民の方々が、実は相当数おられるのかなと思っております。ただ、私ども行政からは、今後予想される震災等の際に、地域を守るためにはこういった生活環境を享受していただきたいという、大変厚かましいというようなお願いをせざるを得ない、というのが実態ではないかなと思っております。先ほど、つくるという切り口を事務局からお話しいただきましたが、まさに今、被災地では新しい景観、景観と呼べるのかどうか、というのがありますが、そういった作業にまさに取り組んでいる状況です。我々もできる限り地域住民の方々と話をさせていただきながら、そういった「つくる」の中でどういった景観を守ることができるのかというのは、様々な機会で見解を交換させていただいています。具体的に申し上げます、例えば、新聞等でも取り上げられておりましたが、浦戸の地域住民の方々から、「もし海が見えなくなるのだったら、私たちはここから去りますよ。この浦戸にはもう住みませんよ。」というような大変厳しいお話もいただきました。そういったことを踏まえまして、県の方に防潮堤の高さについての見直しをお願いできないかというような取り組みをさせていただく中で、様々な新しい数値シミュレーション手法によりまして、浦戸につきましては、おかげさまで1メートル10ぐらいの防潮堤高を下げることができました。今参りますと、「もし市長があれを強行したら、私たちはあなたとけんかしていましたよ。」とよく言われるんです。今はこういったことになったから、ウェルカムで歓迎しますというようなお話を本音半分、冗談半分でさせていただく環境が、実は被災地では同じような話が日々続けられているものと思っております。我々も、一つは地域の方々をどのように安全に守っていくかということと、しからば景観という観点からどのようなことができるのかということですね、それが両立できれば我々にとっては一番いいのですが、残念ながら両立できないような問題課題に毎日取り組んでいるというのが現状であります。景観計画策定団体という中で、5つが今現在取り組んでいる、塩竈市は策定作業中ということですが、この

中で松島、多賀城、塩竈というのは、実は塩竈地区広域行政連絡協議会ということで、利府と七ヶ浜が入りまして、5つで広域行政団体を作っているわけでありますが、その中の3つがこういった景観計画策定に取り組んでいることについては、おそらくは多賀城、松島、塩竈につきましては、昨年認定を頂きました日本遺産登録されました伊達文化という中の歴史的な景観という部分にかなり深いかわりを持ってきた地域であります。これらのものが、東日本大震災を契機に、歴史的な景観というものが残念ながら取り壊されてしまうという憂き目にあっているものが多々あるわけです。塩竈市に置かしても、勝画楼という建物を残すか壊すかということで、侃々諤々の議論を重ねさせていただきましたが、塩竈神社からの温かい御配慮がありまして、間もなく塩竈市に無償譲渡いただくということで、少なくともこの建物は壊さないで現状保持するという取り組みができました。毎日こういった課題問題に被災地は直面しているということでもあります。ぜひ、本題であります仙南地域広域景観計画を早急に策定をされまして、現状守るべきもの、あるいはさらに育てていくもの、そしておそらくは仙南地域も地震ということで大きな被害を受けた蔵とか大きな建物があるということをお伺いいたしておりますが、創るという中でそういったものについてどういった手を加えていくのかということについてぜひ今審議会の中で明確にさせていただくことによって、宮城県全体というよりは、日本全体の貴重な景観を守っていくということになるものと思っておりますので、ぜひ委員の皆様方からも、被災地に対してもこういったものはしっかりと守るべきだ、こういったものについては作り替えることもやむを得ない、というようなことを御議論いただければ大変幸いかと思っております。

長くなりました、恐縮でありました。以上でございます。

○森山会長 ありがとうございます。一応11時半ということで御意見伺っておりました。だいたいあと15分ぐらいなので、舟引委員からは3分前後ですいませんがよろしくお願ひします。

○舟引委員 私、先ほど御紹介にありましたように、景観緑三法という景観法と屋外広告物法と都市緑地法という法律改正の方に携わっておりました。昨年4月から仙台に初めて住みました。したがってよそ者ですので、よそ者の見た目から、お話しします。

一つは、7月20日に出たばかりのデービット・アトキンソンさんという方が書かれている本の中で、観光立国についていろいろなアドバイスをされているのですが、今までの日本のスタイルのスポット型の観光というものをほぼ全否定されている。その地域に住みたいと思わせるぐらいの環境づくりがなければ、ヨーロッパやアメリカの観光客は来てくれないよというコンテクストです。だから、今まで横山さんなどが取り組んでこられた地域づくりとか、その延長線上に観光像というのを作らないとだめなんじゃないかと思ひます。事務局もぜひ読んでみてください。この中にありますように本当に何が魅力かという、例えば新幹線に乗って那須ぐらいまで来て白川の関を越えるとパッと眺めが変わるわけです。皆様当たり前だと思ひているあの田園の風景、あれは我々は慣れ切っているだけで、外から来られる方、関東に住んでもあれだけのものは見られない。さらにそれが仙南に入ってくると、山が増えてきてほんとに美しいと思ひます。季節感がありますし。新緑の季節も紅葉の季節も。あれが強力な財産なのではないかと思ひているので、それをうまく表現してくれるといいかなと。

もう一点、景観法というのはおもしろい法律でして、いい景観というものを一切法律の中で定義してありません。どうやって決めるかという、地域がいいと思ひたらなんでもOKですよという

決め方をしています。もう一つ、地域での決め方として、景観行政団体として市町村が最低単位で責任をもってやりましょうという仕組みに作ってあります。施行して12年たちますけれども、それでうまくいかなかったことがあります。何かというと、市町村単位でまとめるために、地域の中のことを書くということが多くて、仙南のように蔵王があつて、田園景観があつて、阿武隈川があつて、というようなことを書くようなしつらえになっていない。ですから、今の段階で、広いエリアをつかまえて、何がこのエリアで将来を見据えて優先事項なのか、ということを示してくれるといいなと思います。この宮城県の「基本的な方針」がぼやっとしていているのは、優先順位、何を一番にするべきかということがわからない点です。今回県が作ってそれを市町村がベースにするのであれば、宮城県として仙南地域に何が一番価値があつて、どれを優先して将来に残していくべきなのか、という哲学があつて、また具体的な優先順位がついて、という表現が出てくると、市町もそれをうまく使えるようなことにつながるのではないかと思います。

○森山議長 はい、ありがとうございます。では、福屋委員。

○福屋委員 確認ですが、この審議会の中で審議する景観計画策定の中身というのは、資料5番の内容でよいですか。

○事務局（渡辺） 中身は4-4になりますけども、具体の手法としては5番になります。

○福屋委員 景観計画の中で何を推進するか、規制するかということですね。私は学校で建築を教えておまして、まちづくりで石巻市にも関わっているのですが、有名な景観・観光地である金華山でも参道も震災で被災しているが、私有地なので道路復旧に自治体の費用を出すことはできないとも聞きます。でも、景観としては重要である。同様のことが蔵王にもあるのかと思っています。今回の景観計画は、そういった私有地内については、どの程度の推進や規制ができるのか伺いたいのですが。

○事務局（渡辺） 区域をかけることについては、私有地も区域をかけて、規制基準を課すことは可能となっております。もちろん住民合意が条件ではありますけども、区域設定によって建築の規制をかけ、整備については市町村が主体となって考えることにはなるのですが、公共施設である道路などについては直接県がすることになるのですが、民間のものについては、例えば誘導的なものとして補助金を交付して整備の協力をお願いしていくなどの手法ができると思います。

○福屋委員 管理者さんも、景観づくりをしたいけれどもなかなか手が回らない。市町村も民間の方もそうだと思うので。例えば白石川とか阿武隈川などの公共の場所について、審議会で景観上重要なものとして議論していくことで、そこに対してどういうふうにし市町村で景観に関する施策を進めていけるか議論していきたいです。

○森山議長 はい、ありがとうございます。次、鳥羽委員。

○鳥羽委員 研究分野というのが森林なものですから、自然環境系の目線が強くなってしまいうんですけども、それこそ景観という意味では、人工物が無いに越したことはないというふうになります。それは極端かなと思います。一方で街の中に入ると、整備されて歩きやすいというよりも、歩きにくいぐらいに看板が出ているというのも、それはそれで楽しいのではないかと思うような、そういう感覚も持っているので、ちょっと相反するとか。皆さんがおっしゃったように、住んでいる方が住みにくくなるようなことというのは論外だと思いますし、ただ、今災害が多く発生していますけれども、大きな河川を含んでいるところで、そういった工事関係とかいうものはきちんと進まないに住む方は不安なことが多くなってくると思います。大きな工事が入ってしまうと景観というところに引っかかってしまいますので。最近だいぶ良くなってきましたけれども。土木工事関係も良くなってきましたが、総合的な広域で作る景観計画であれば、様々なところを網羅したものを作れるといいのだらうと思います。ただそれはすごく大変なことなんだろうとは思いますが。そんなことを思いながらいろいろなお話を伺わせていただければと思っております。

○ありがとうございます。では、四竈委員。

○四竈委員 仙南に住んでいる唯一の委員ですけれども。先ほど皆さんがおっしゃったように、そこに住んでいる方の意識というのがものすごく大事だと思うんですね。私は仙台から嫁に行って、非常に感じたのは、郷土を愛していない人が多すぎるということです。それをすごく感じるんですね。白石なんて何も無いし、というような感じで、早くどこかに行かないと自分の人生がだめになるんじゃないか、極端に言うともそういう方も結構いらっしゃるんですね。例えば観光客がいらして、他に名所がないのかと聞かれたときに、「ここ何も無いから」という感じの市民の方が割りと多いと私は感じましたね。これを拝見して、仙南に力を入れていただくのは本当にうれしいんですけども、ものすごい広いよね。たぶん仙南というと蔵王がメインだと思うんです。松島に対して蔵王というものが仙南では目玉というものだと思うので、蔵王を中心にしてそこから徐々に下りてくる整備の仕方をするのか、それとも部分的にやっていくのか、トータルの計画をしないとただ審議しているだけで終わってしまうことにならないかなということが心配です。ものすごく大変だと思うんですね、景観を良くするという事は。うちの主人なんかは、古いものが捨てられなくて、プレハブを建ててどんどん詰め込んで、温泉の景観を悪くしているんですが。磨いて見せるものと整理してなくしていくものをそこに住んでいる人たちが一生懸命考えないと、田舎であればあるほど大変なのではないかなという気がします。要するに、どういう段階を踏んで、どういうものをどういうふうにしていくのかという目標のようなものを定めるのが先決ではないかなと思います。一住民の一人として。

○森山議長 よろしいですか。他にはございませんか。ありがとうございます。最後に御意見いただく観光の専門家・紺野委員お願いします。

○紺野委員 長年観光に携わってきましたが、こういう時代に観光で議論するのかという感じですが、基本的なところは、横山委員が最初に言いましたように、結果として観光資源になるというスタンスでまちづくりとか景観というものを創っていくものでないと、本質的に海外からとか国内の観光客をたくさん呼ぶような状況にならないのではないかなというのは私の持論であります。

例えば、ヨーロッパ・ドイツあたりの13世紀とか14世紀の木組みの家というのがまさに大きな観光資源になっているというのは、そこに住んでいる人たちが誇りを持って自分たちの街をそのまま残しながら生活していることによって、彼らからみればインバウンドである日本人の観光客がたくさん行っているんだと思います。私たちはどちらかというと、東京オリンピック以降、社会経済環境が大きく変わってきた中で、豊かさというものを経済発展というか新しいものを創ることに大きく価値を見出してきたと思うのですけれども、東日本大震災以降については、よけいにもともとあるものに価値を見出し、大切にしようとしている意識が社会全体に出てきていると思います。そういうことを考えれば、仙南地区全体でどういうふうにするかという議論のときに、柱を立てて議論をしたり、しっかりスケジューリング化して進んでいかないと、ややもすると総論的なところで、テーマが大きいだけに、あるいは広域という視点があるだけに難しいのではないかなと思っています。観光の切り口も昔と変わって非常にフィールドが広がってきて、もともとあるものから、例えば日本ではインバウンドのお客はアニメとかの日本文化だけじゃないんですね。あるいはラーメンもそうですが。そういう中で、景観とかもともとあるものを観光資源にして、人口減少もありますので交流人口を拡大しなければならないというのがまさに大きなテーマではあるのですけれども、そういう視点でこの審議会の中で議論できるようなことをしていく必要があるのではないかということ、ご説明聞いて、あるいは非常にご苦労なさってスケジューリング化をして、問題などを提案していただいてありがたいんですけども、観光に携わってきた者としては、そういうことを感じております。結果としてそれが多くの外国からのお客様を呼べるようになったり、あるいは国内のお客様を呼ぶようになったり、あるいは一つの観光ルートとして仙南地区の何箇所かが選ばれるようになることなどが非常に大事であると思っています。

もう一つだけ言いますと、例えば蔵王のきつね村が観光という視点で考えれば、SNSで発信されて話題になっていることも観光の一つです。それとは別に、日本的な良さとか、宮城県とか県南の良さを最大公約数でPRしたり、観光の素材とかコンテンツになるというようなものがないと、なかなか観光から入っていくのは難しいのかなと思います。

○森山会長 皆さんのご意見、私もそう思いますということをお一人お一人言いたかったのですが、時間がなくて言えませんでした。

私は、24年にできたお手元の資料（基本的な方針）を是非時間があるときにじっくり読みなおしをしていただきたいと思います。これは審議会の場で検討された内容ですが、ここでできなかったことをまずしないといけない。この7ページに、景観形成に関する課題というのがありますが、だいたい皆さんが言われたことは、ここに課題として網羅されています。「まもる」というところでは、景観資源の保存や継承をどうするか。これはたぶん地域の方が決めることとか法的に決めることとかありますけども、景観法から言えば地域の方の意見を大事にすること。それから「つくる」ということからいうと、景観阻害要素として何があるか、いらぬものがたくさんあるのではないかな。「つくる」ばかりじゃない、「まもる」だけじゃない、取り除くものがたくさんあるように思います。そういう中から、景観と観光の違い、あるいは景観と観光のつながりについて、共通の認識を持たないと、これから先の審議で、意見がばらばらになってしまうのではないかと思います。今回の審議会が何を目的に集まり、審議をするか、その辺を明確にさせていただきたいと思います。それがいいデータがここに十分にあがっても、短い時間で我々が読み取れないことや大事なものを見落としてしまうこともありますので、その辺をぜひ、事務局の方へのお願いも兼ねてです

けども、検討をしていただければと思います。

それからもう一つは、この22ページに東日本大震災で被災した市町村の景観形成というのがあります。これは確かそれほど時間をかけていなかったように思います。仙南という地域は、被災地沿岸部を外れていますけれども、横軸の関係性はできないわけではない。景観には、連環というか、地域の境界はないわけですから、海までもどこかで含みながら仙南地域を見ないといけないかなと思います。ここもとても大事なかなと思います。

27ページ、仙南地域の広域景観計画にするためには、ここでできなかったことを詰めないといけないし、具体性がないと市町村に下ろしても何をしたいのかたぶん分からないと思います。地域の方と話したり、地域に入らないと分からないものがある。言葉ではなくて、その土地とか暮らしとか、歴史文化とか、そういうものを感じながらやるのが、私は景観づくりかなと思います。例えの例としてよく言うのですが、農業に似てるんじゃないかと。みなさんの意見をお聞きしながら、農業という営みのプロセスには、景観づくりに近いところがあるかなと思いました。

たくさんいい御意見や課題が出てきましたので、もう一言という方いらっしゃいますか。もしなければ、本日予定していました審議というのは終了したと思います。事務局から何かありますか。

○事務局（渡辺班長） 計画のコンセプトについて若干捕捉したいと思います。今回、観光をテーマにということにしておりますが、それに限らずいろいろな景観が大事だという趣旨は理解しております。景観計画というのは、地域の中から出てきて、じっくり時間をかけて地域住民と合意形成を図りながら進めていくというやり方もありますが、今回やろうとしているのはどちらかというところの方から作りましょうというような趣旨になっております。一つは時間という観点からしますと、短期的に観光という切り口で、景観についての方向性や成果を出さなければいけないというのがあります。そこで観光というテーマで景観計画を作るというのが一つの目的としてあります。それから、広域という観点と地域性という観点ですが、今回は広域的な視点で計画を作るものでございますから、小さな景観というか地域性の強い景観というものまでの議論を十分にするほどの時間が取れないのではないかなと思います。広域的な課題であったり方針というものを作りたいと考えてますが、地域の小さな景観をどうするというようなところの議論が、そこまでの時間が取れない可能性があります。そこで今回の趣旨としましては、ある程度広域でできることを中心に議論していきたいと考え、観光という切り口がわりと時間をかけず合意を得られやすいのではないかと考えました。その後、市町村の景観計画づくりに移行していくという話をしましたが、まず全体の課題や方針を示したところで、その後の市町村の計画づくりの際に深く検討していただきたい、というような支援をしていきたいと思います。市町村が考える上で、皆様の意見にあるように、住む人にとって大事な景観とか身近な守るべき景観というものをじっくり時間をかけて、市町村の計画として仕上げていただければと考えております。ですので、今回の県の計画としては、広域的な観点として、時間的な制約もありますので、観光という切り口でまとめていきたいという趣旨でございます。

○紺野委員 よろしいですか。確かにおっしゃることはわかるんですけども、県の中での観光課の方とか、国際航空を担当される土木部の方と連携をなさっているのでしょうか。と言いますのは、観光で広域と言っても県南のエリアだけでお客様がいらっしゃるというよりも、松島に寄ったりあるいは山形の山寺へ行ったり、あるいは平泉の方へ行ったりというものがあるので、これを前面に出して県南の広域と言っても、非常に事務的な感じになってしまう気がしてならないです。観光とい

う視点で仮に議論しても。各委員の皆様がおっしゃっているように、並行しながらしっかりやっていって、県南の魅力をどういうふうにしていくかということと同時に並行でやっていかないと、非常にちぐはぐな感じがして、短期間にせざるを得ないなど。是非その辺は、御配慮を賜りながら進めていただけるようにした方がよろしいかと。

○森山会長 今日ご出席の皆さんは、11時30分で終わるように思われていますが、時間はよろしいですか。もう少し続けてよろしいですか。

○事務局（佐藤課長） 先ほど渡辺から申し上げた内容は、こちらの事務局側の都合のようなこともございますが、こういう考え方で取り組みたいという補足をさせていただいたものです。ただ、皆様方から貴重な御意見をいただいております。特に、住んでいる方の意思が非常に重要だというようなことですか、県としてどういう哲学を持ってやるのか、優先順位とか。そういった考え方をしっかり示すべきではないかということもございました。また、会長の方からは、方針をしっかり読んだ上で、何を議論するのか、何を目的とするのか、というような話もございましたので、仙南地域の協議会もございますので、協議会の中で市町の意識も高めながら、そこと調整しながら、今後どういう形で進めていったらいいのか、今日の議論も踏まえて、そこを明確にし、工夫してお示しできるようにしたいと思います。一つ一つお答えした部分もございますし、できない部分もあろうかと思いますが、いただいたご意見をまずは事務局として受け止めて、次回皆様にお示しするようにしたいと思います。

○森山会長 ありがとうございます。今の御意見に対して。

○吉川委員 観光というものの捉え方が、この資料から見るとかなり古いというか、かなり前に県でやっていた観光政策の範疇を出ていないのではないかということがちょっと心配で、実際に仙南の皆さんがこれから目指す観光をどういうふう考えているか。キツネ村に外国人がたくさん来るとか、七ヶ宿の家に引き込んでいような水路、野菜を洗うのに使うような場所を持っていて、こういうのは景観と生活文化がオーバーラップしているところで、ああいうものが実際に観光化されれば私はいいなと思っているのですが、そういうものが全然出てきていないのですね。これからはそういうものをお客様、観光に来る方は求めて来るから、そういう方向性の景観ということについて考えないとすごくズレていて、昔ながらのお釜を見て、蓮の花を見て、高蔵寺見て、というのはもう終わり、蔵王大権現というのはどこからきて、大権現を歩く道をみんなで作っていくとか、そういう方向性を仙南の方が考えているのであれば、そういうところから入らなければならないかと。そこを確かめていただいて、それに沿った議論になればいいのではないかと思いますし、県の方が観光ということについて新しい考えを持っていただかないと、一生懸命観光をやろうとしても、今のニーズと違っていることをやってもしかたがないと思います。その辺をよろしく願います。

○事務局（佐藤課長） 分かりました。いずれ広域景観計画を作った後に、市町の景観計画に移行するというのが念頭にあったものですから、市町の皆さんが比較的取り組みやすい、景観というのは観光に生かせるんだという切り口で議論していく方が、議論があまり拡散せず、市町の方たちにも伝わりやすいのではないかと我々の意図があって、この切り口で進めていった方が短期間の中

で議論をまとめやすいのではないかという思いもありまして、こういった形になっております。観光というものの捉え方も違うのではないかという御指摘もありましたので、その辺も踏まえて、もう少し持ち帰り検討させていただきたいと思います。

○森山会長 今日頂いた資料の2-4ですが、かなり広い総合的な考えが入っており、暮らしも観光もいろいろなものが含まれています。これを十分咀嚼しながら、実際これをするのは地域に住んでいる方たちだということもありなかなか難しいと。したがって、それはみんなで一緒に考えないといけないと思います。哲学だとか、基本理念だとか、何をしようというのは、解釈とか、認識とかの理解が近いというものがない限りは、バラバラでしか終わらないという気がしました。ぜひ、各市町村の方々も今日はお見えのようですので、県の方で今日の審議会の内容を踏まえていただき、次の審議会までに皆さんがいろいろ評価していただけるような資料を作成していただきたいと思います。よろしいですか。

○舟引委員 先ほどの四竈委員の御発言がポイントを得ていると思いますが、自分の街のいいところを子どもたちに伝えていない。自分の世代は親から自分の街がいいところを一度も教えられてないので、自分たちの街には何もないんだと思って育った。だから私たちは自分の子どもたちに自分の街のどこが優れているのか教えてあげないと悪循環は止まらないということなのです。では仙南地域で何がいいのか。いいものをまず数えていって、それを伝える資料にしない限り、形作りだけで終わってしまう気がする。本当に何が魅力なんでしょうか。自分の街に魅力が持てないようなところに人が来るわけがない。そういうところで繋がるのではないかと思います。

○森山会長 9市町のうち6つ訪れました。役場の方ともお話ししました。地元の方たちとはあまり接する機会がなかったのですけれども、逆にいいところがたくさんあることがわかりました。だけど地元の方は決してそれを良いとは言ってなかった。そういうところがスタートかなと、自分で歩いてみて思いました。ですから2年間という時間の中でやることを絞る。プログラムというか何をやるのかしっかり決めていただかないとこの計画はきちっとした成果が表れない危険性が多々あると思います。スタートがとても大事ですし、コンセプトもそうです。その辺を県と地域の方と一緒にしっかり創っていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。それでは今日の会議を終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

6 閉 会

○司会（菊池総括） 以上を持ちまして第6回宮城県景観審議会を終了します。次回は10月ごろに予定しておりますけれども、日程については改めて調整させていただいたうえで御連絡差し上げたいと思います。本日はありがとうございました。

午前11時53分 閉会